

剣武天真流会員規約

(2023年7月1日改定)

【剣武天真流の運営および本部事務局について】

- ・剣武天真流の運営は「一般財団法人天真会」が行う。
- ・剣武天真流の全ての情報及び諸連絡は、「一般財団法人天真会」が行う。
(※別紙組織運営図を参照のこと)
- ・日本国内及び海外の支部道場への全ての情報及び諸連絡は、「一般財団法人天真会」から行う。

*一般財団法人天真会：代 表 青木宏之

*一般財団法人天真会：代表代行 青木太郎

【組織運営図】

別紙参照

【会員資格について】

- ・入会 入会にあたって、入会願いを提出することとする。
 - ・休会 指定の様式を提出することによって、休会をすることが出来る。
 - ・退会 指定の様式を提出することによって、退会をすることが出来る。
-
- ・剣武天真流は、本部会員と支部会員を設ける。
 - ・本部会員は天真会に属するものとする。
 - ・支部会員は支部に属するものとする。

【会員資格の維持及び継続について】

- ・本部会員の継続は以下のように定める。
 - ・本部会員の資格は1年とする。
 - ・更新のためには、以下に定める更新要件を満たすこと。
 - ・入会後または前回更新後1年以内に稽古及び天真会主催の剣武合宿や剣武イベントに1回以上参加していること。
 - ・会費を含む事務手続きに滞りが無いこと。

*更新要件を満たさない場合は、自動的に退会扱いとなることがある。この場合稽古再開の際は新たに入会手続きが必要となる。なお、休会については別途定めることとする。

- ・支部会員の継続は支部道場運営規約に定める。

なお、本部会員、支部会員ともに天真会に対して名誉を損なう言動及び行為を行なった場合、会員資格が剥奪され対象となることがある。

【資格失効について】

- ・本部会員は、2年以上稽古及び天真会主催の合宿やイベントに参加しなかった場合、段級資格が失効する。
- ・指導員資格者は、原則、最低年1回は指導員研修、又はそれに該当する合宿に参加すること。この条件が守れない場合は、指導員資格及び保有する段級資格を失うことがある。
- ・指導員資格を持たない会員はセミナー開催など、参加費を徴収して剣武の指導を行なってはいけない。許可なく行った場合は除籍となる場合があるので十分に注意すること。
- ・支部道場長は支部道場登録の更新に必要な手続きを取らない場合、支部道場運営資格を失うことになる。手続き等については、剣武天真流支部道場運営規定に定める。

【稽古について】

- ・安全管理を徹底するため、本部クラスでは模擬刀を使う最初の時点で必ず改刀を行う。
- ・原則、本部クラスでは礼式の前後は模擬刀での自主稽古は行ってはいけない。

【稽古着について】

稽古着は原則剣武天真流指定・販売の稽古着を着用すること。（*注文は別紙参照）

【稽古道具について】

稽古道具については、別紙剣武天真流稽古用具規定を参照のこと。

【教材について】

教材については、別紙剣武天真流稽教材規定を参照のこと。

【審査会について】

審査会については、別紙剣武天真流審査会規定を参照のこと。

【その他】

入会時に配布される会員規約及び以下の入会資料各種は、稽古を続けるにあたっての大変重要な内容が記載されているので必ず読んで理解しておくこと。

◎入会資料各種

1. 剣武天真流基本概念

剣武天真流心構え

剣武天真流稽古人心得

道場での刀の置き方

剣武天真流実技審査表

* 剣武天真流段級位受験料および資格登録料は、剣武天真流審査会開催規定に従うこととする。

* 支部登録費は、剣武天真流支部道場運営規則に従うこととする。

以上

この規約は2023年7月1日から有効とする